

---

【再評価】 3. 道路改築事業 大田杵築線 溝井工区

---

《議長》 再評価対象事業、3 番目、道路改築事業、大田杵築線溝井工区について説明してください。

《道路課》 道路改築事業、大田杵築線、溝井工区について説明します。大田杵築線は、杵築市の旧大田村と杵築市市街地を結ぶ路線です。旧大田村方面から杵築市市街地や大分空港道路の杵築インターへのアクセスに重要な路線で、緊急輸送道路にも指定されています。今回、再評価対象の溝井工区は延長 2.5 km のバイパス事業です。現道には幅員が狭い箇所が 7 箇所、急カーブが 5 箇所と多く、車の離合に支障を来しています。また、直径 5 m ～ 6 m の大きな石が崩落する危険のある箇所もあり、対策が必要となっている路線です。このため、平成 10 年度から 2.5 km のバイパス整備を進め、走行環境の改善に努めているところです。本路線を利用して旧大田村に向かう救急搬送件数は、5 年間平均で、年間約 40 件で、消防出動については、約 100 件です。これらの救急車両の活動に大きな支障を来しています。本区間の整備により、救急車両の走行時間が約 3 分短縮され、車両の揺れも減ることから、救命率の向上および患者への負担軽減が図られます。杵築市内と豊後高田市にある北部中核工業団地とを結ぶ輸送ルートは、二つのルートがあり、1 つは、本路線を利用する経路、もう 1 つは、国道 10 号を利用する経路です。杵築市と豊後高田市間の最短ルートは本路線、大田杵築線ですが、当区間の幅員が狭いため、物流の大きな支障となっています。当区間の整備により大型車が円滑に走行できるようになり、走行時間も、約 3 分短縮されます。国道 10 号から大田杵築線へ物流のルートが転換された場合には、大きく迂回していたのが短くなりますので、走行時間が 8 分短縮され、物流ネットワークの強化に大きく貢献することが期待されています。幅員狭小や線形不良などを解消することで、産業振興や救急医療、消防活動の支援に貢献できます。また、緊急輸送道路が整備され、災害時のネットワークが強化されるといった効果が期待できます。

全体事業の概要ですが、延長は 2,500m、2 車線で、幅員は 9.75m となっています。主な構造物は橋梁が 2 橋あります。計画の変更点ですが、橋梁の下部溝の基礎地盤が軟弱で、この対策のため杭基礎工を追加したことにより、全体事業費を 57 億円から 60 億円～ 3 億円増加し、事業期間の方も 2 年間延長して、平成 30 年度までとしています。今年度は農業用の石山ダムに架かる橋梁の橋脚の工事を行っています。

次に、環境への配慮について説明します。法面については自然林復元工法を採用しており、自然環境への負荷を軽減することを図っています。土量については、前回から変更はありません。切り土で 39,000m<sup>3</sup> 発生しますが、そのうち 8 割弱を本工事区間の盛り土に利用し、極力残土を押さえる計画としています。

事業に進捗については、平成 23 年度末の進捗は、約 60% で、用地買収については、すべて完了しています。平成 28 年度までに完成しなかった理由は先ほど説明したとおり、橋梁の基礎地盤が軟弱であったため、杭基礎工を追加したためです。

最後にまとめですが、本事業は幅員狭小、線形不良などの解消により、産業支援、救急

医療支援、緊急輸送道路の強化などが期待され、用地買収はすべて完了し、地元の協力態勢は整っています。費用便益比につきましても 1.1 で、残事業の B/C は 3.4 であり、十分な投資効果が見込まれています。以上のことから、本事業を継続していきたいと考えています。以上で説明を終わります。

《議長》 ありがとうございます。それではご意見をお願いします。

《委員》 事業の未完了の理由が、基礎地盤が当初の想定より軟弱であり、杭基礎工事の追加が必要になったことということで、その工事の内容を、最初の予定と変更内容とを詳しくお願いできないでしょうか。

《道路課》 当初は、岩盤がでるという想定で杭がない直接基礎で予定をしていました。平成 22 年に詳細設計を行い、橋梁の下部工の位置が決まり、その場所の地質調査を行ったところ、地盤が悪いということで、場所打ち杭を追加するようになりました。

《委員》 最初は杭の予定はなかったけど、新たに杭を打つことになった分が追加になったという理解でよろしいですか。

《道路課》 はい、そうです。

《委員》 杭の長さの種類を教えてください。

《道路課》 杭の長さは 8m と 7m があり、種類は場所打ち杭です。

《委員》 杭の径と本数はわかりますか。

《道路課》 杭の径は 2m50 cm です。本数は 4 本と 2 本です。

《委員》 今回、プラス 3 億ですね。これ再評価なのですが、事前評価のときに B/C = 1.1 では、ぎりぎり滑り込みじゃないですか。用地買収をして調査ができる、あるいはできないということもあるとは思いますが、経費をできるだけ削減するためにも事前の調査や評価を的確に行えるようにしていただければいいと思います。B/C も含めて。この件だけではなく、トータルですね。期間延長すれば、当然、人件費もかさみますので、そのあたりのことを改めてご検討いただくとありがたいと思いました。

《議長》 県の方はいいですか。

《道路課》 今回の計画は平成 10 年に始まっていますが、計画当初段階では、まだ B/C という考え方はありませんでした。橋梁の設計について、橋梁の基準は地震があつたりすると変わりますので、あまり前もってすると、その費用が無駄になってしまうという状況

があります。そこで、タイミングを見計らって、あまり前過ぎない時期で調査を行うようにしています。

《委員》 どこまでを前すべきか難しいところだと思うのですが、できるだけ早い段階で調査をしっかりとやらないと、不安と言うか、事業期間が延長したり、用地買収が済んでボーリング調査すると、橋だけのことではないですが、地盤が悪く事業費が増えたりするというのはいかがでしょうかと思います。

《道路課》 今の要望は道路だけではなく、河川や港湾、砂防事業すべて共通の話だと思います。それはしっかり私どもも受け止めていきたいのですが、1つだけご理解いただきたいのは、補助事業に採択されると、調査とか詳細な設計が全て補助対象になり国費を受けることができます。ただ、その採択される前ですと全額県費でやらないといけないので、財政上、非常に厳しい中でどこまで詳細にやるかという、そのバランスが非常に難しいところがございます。できる限りにやっていきたいのですが、そういう財政上の問題もあるということを少しだけご理解いただけたらうれしいのですが。

《委員》 事前評価に上がってくる段階では、まだ補助事業に認められてないものが上がってくるということですか。

《道路課》 そのとおりです。

《委員》 今の説明は納得できないですね。納税者としては、県費だろうが国費だろうが同じ税金を投入していることに変わりはなく、事前調査に対して、この事業評価が単に県の内部の事情だけでやっているのであればいいですけど、これだけ大きく変わるようでは、ゴーサインは出せません。以前から警告していることで、それが改善されないのであれば、事業ストップということも、過去にないですがやってもいいかなと思っています。それぐらい違いますよね。事業計画だって平気で2倍、3倍と、10年、20年、増えていく中で、その追従でゴーサインを出していくのであれば、この評価委員会の意味がないと思うのですが。

《道路課》 しっかり受け止めて、決してしないということではなくて、少しご理解はいただきたいのですが、いろいろな種類の事業の補助事業採択とかありますので、しっかり前向きにはとらえていきたいと思っています。

《委員》 例えばそのような事前調査費などを県側から、国にも要望するようなことはできないのですか。

《委員》 補助事業の採択は、事業ごとに少しずつ異なりますので、一概にこれと言えませんが、一つ一つの事業で、今のご要望をご検討したいと思います。当然ながら国にお願いすることになりますが、ご存じのように補助事業から自由度の高い交付金事業に流れが

移っていますので、補助事業の流れを少し見ながらやっていきたいと思えます。一つ一つの事業で、全部、採択の要件とか要領が違うということをご理解ください。前向きに考えていかなければいけないと思っています。

《委員》 事業計画が当初の計画よりも今回の見直しで、また更に伸びて、結果として10年の延長になりますよね。その変更の内容として、橋梁の工事が追加を主な理由として上げていますが、他の理由はないのでしょうか。橋梁工事だけで10年の延長というのは、なかなかわかりにくいです。他の理由がありました提示していただくと理解しやすいのですが、いかがでしょうか。

《道路課》 平成19年に再評価を受けた際に、用地交渉の難航で平成20年度を平成28年度延伸したという経緯があります。今回は、平成28年度を平成30年度ということで、延伸は2年になります。全体では、用地交渉の難航が大きな理由になります。

《委員》 そういう理由は、再度、書いていただいた方が分かりやすいと思えます。やはり、どの工事も計画通りにはいかないというのが、あるように思えます。だから、本当に短い期間で計画的にできればいいのですが、計画の段階において、わかっているならばもう少し長くかかりそうだとすることも提示いただければ、私たちとしても考えやすいような気がします。

《道路課》 評価書の様式に、当初からの期間が伸びた理由を加筆します。

《委員》 法面処理の自然林復元工法について少し詳しくということと、この支障木の資源をチップ化して有効利用することはとてもいいことだと基本的には思うので、そのところをもう少し詳しく説明をしていただければと思えます。

《道路課》 自然林復元工法については、芽苗工法を使っています。写真ではわかりにくいですが、法面に水平に木を置き、そこに苗を植えるという工法です。

《委員》 2年目にはススキなどが生えてきて、そのうちに幼樹の比較的成長の早い木が出てきたりする自然林の復元工法はいいことだと思います。切り土、盛り土の部分だけではなくて、生態系ネットワークの形成ときには非常に発揮する工法になると思えますので、是非、しっかりやっていただければと思えます。

《議長》 ほかにございませんか。なければ、お諮りをいたしたいと思えます。事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 ありがとうございます。では、この事業については継続として答申します。